

「第45回全国中学生人権作文コンテスト長崎県大会」実施要領

1 名 称

第45回全国中学生人権作文コンテスト長崎県大会

2 主 催

長崎地方法務局、長崎県人権擁護委員連合会

3 後 援（予定）

長崎県教育委員会、株式会社長崎新聞社、日本放送協会長崎放送局、
長崎放送株式会社、株式会社テレビ長崎、長崎文化放送株式会社、
株式会社長崎国際テレビ、株式会社エフエム長崎、長崎県校長会

4 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を県民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とするものです。

5 応募規定

(1) 対 象

ア 長崎県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程
及び特別支援学校の中学部に在学する生徒

イ 上記アのほか、外国人学校その他の教育施設に在学する者であって中学生に準ずる生徒

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとします。

(3) 応募原稿の枚数

学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とします。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープ

で作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とします。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならないので注意願います。

(4) 作文の様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とします。

(5) その他

ア 応募作品は、未発表のものに限ります。

イ 盗作や不適切な引用等、既に発表済の著作物を不正に利用した作文を提出したものと認められた場合は、審査の対象となりません。

ウ 生成AIの利活用等により自己の体験等や考察に基づくことなく創作した文章を自己の作文として提出したものと認められる場合は、審査の対象となりません（「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（令和6年12月26日文部科学省初等中等教育局）」）。

エ 法務省ホームページ上（https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinkensakubun_no_kakikata01.html）に、人権作文を書くに当たっての留意事項等を掲載しています。

6 応募方法

(1) 作品には題名、学校名、学年、氏名を必ず記入してください。

(2) 各中学校は、応募作品と別紙「応募票」を別表の法務局（支局）宛て提出願います。

7 応募期限

令和8年9月11日（金）

8 入賞発表の日

令和8年11月4日（水）

9 表彰（予定）

(1) 最優秀賞（2編）

長崎地方法務局長賞 1編

長崎県人権擁護委員連合会長賞 1編

(2) 優 秀 賞 (9編)

長崎県教育委員会教育長賞	1編
長崎新聞社賞	1編
NHK長崎放送局賞	1編
NBC長崎放送賞	1編
KTNテレビ長崎賞	1編
NCC長崎文化放送賞	1編
NIB長崎国際テレビ賞	1編
エフエム長崎賞	1編
長崎県校長会賞	1編

(3) 奨励賞(若干編)

10 表彰式及び朗読会

令和8年12月5日(土)

11 中央大会への推薦等

(1) 長崎県大会における優秀作品の中から、数編(応募作品数により決定)を中央大会に推薦します。

(2) 中央大会入賞発表の日(予定)

令和9年1月26日(火)

(3) 中央大会表彰(予定)

内閣総理大臣賞	1編
法務大臣賞	1編
文部科学大臣賞	1編
法務副大臣賞	1編
法務大臣政務官賞	1編
全国人権擁護委員連合会会長賞	1編
一般社団法人日本新聞協会会長賞	1編
日本放送協会会長賞	1編
公共財団法人日本サッカー協会会長賞	1編
公共財団法人日本バスケットボール協会会長賞	1編
法務事務次官賞	3編
法務省人権擁護局長賞	25編程度

- (4) 中央大会表彰日
令和9年2月頃

- (5) 感謝状

以下の中学校等に対して、法務省人権擁護局長及び全国人権擁護委員連合会長から感謝状が贈呈されます。

ア 代表作品の応募者が在学する中学校等

イ 過去5回以上にわたり多数の生徒から応募があり、かつ、啓発効果が顕著であると認められる中学校等

12 その他

- (1) 応募作品は、返却いたしません。
- (2) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
- (3) 応募作品について、中学生自身の言葉で書かれることが重要と考えますので、本人以外の第三者による作品の修正（誤字、脱字を含む）は一切不可とします。
- (4) 入賞者に対しては、賞状を贈呈します。
- (5) 応募者全員に参加賞を贈呈します。
- (6) 入賞作品は、「第45回全国中学生人権作文コンテスト長崎県大会入賞作品集」に収録し、教育委員会及び各中学校等関係諸機関に配布するとともに、一般（報道機関、インターネット、教材、地方公共団体の広報紙等）に公表することを予定しています。

そのため、県大会に応募する作品については、本人及び保護者からの公表の承諾をお願いする場合がありますので、その際には御協力をお願いします（「学校名」、「学年」及び「氏名」を非公表とすることは可能です。）。

なお、長崎県大会入賞者について、必要に応じて、例年、新聞等へ顔写真等の掲載がなされておりますので、その写真掲載についてもあらかじめ承諾を得るなど御留意願います。

また、入賞作品の公表等につき、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。

- (7) (6)について不都合がある場合は、あらかじめ申し出てください。

「第45回全国中学生人権作文コンテスト長崎県大会」応募票

ふりがな

学 校 名

学校の所在 (〒) (住所)

電 話 番 号 (TEL)

ふりがな

校長の氏名

ふりがな

担 当 者

全校生徒数 人

本大会に参加した生徒数(人権作文を書いていた全生徒数)

※参加賞贈呈の基礎となりますので正確に記載願います。 人

提出作品数 編

人権作文提出先一覧表

市 町 村 名	提 出 先
長崎市 (西彼杵郡) 長与町、時津町	〒850-8507 長崎市万才町 8-16 長崎地方法務局人権擁護課 ☎095 (820) 5982
大村市、諫早市、雲仙市	〒854-0022 諫早市幸町 4-12 長崎地方法務局諫早支局 ☎0957 (22) 0475
島原市、南島原市	〒855-0036 島原市城内 1丁目 1204 長崎地方法務局島原支局 ☎0957 (62) 2513
佐世保市、西海市 (東彼杵郡) 東彼杵町、川棚町、波佐見町 (南松浦郡) 新上五島町 (北松浦郡) 佐々町、小値賀町	〒857-0041 佐世保市市場田町 2-19 長崎地方法務局佐世保支局 総務課 ☎0956 (24) 4850
平戸市、松浦市	〒859-5121 平戸市岩の上町 1509-7 長崎地方法務局平戸支局 ☎0950 (22) 2263
壱岐市	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 624-2 長崎地方法務局壱岐支局 ☎0920 (47) 0164
五島市	〒853-0016 五島市紺屋町 1-1 長崎地方法務局五島支局 ☎0959 (72) 2261
対馬市	〒817-0016 対馬市巖原町東里 341-42 長崎地方法務局対馬支局 ☎0920 (52) 6463